

第11回 労災保険 業務災害・通勤災害に該当するケース

1. まずここだけ押さえる(結論サマリー)

- 業務災害＝「工作中に、その仕事の原因で負ったケガ・病気」。判断の柱は **業務遂行性**(工作中か)と **業務起因性**(仕事の原因か)。
- 通勤災害＝「合理的な経路・方法による通勤中の事故」。業務災害とは**別枠で補償**される。
- 雇用形態は不問。正社員・パート・アルバイト・派遣等、賃金を受ける労働者なら原則対象。
- 労災指定医療機関なら治療費の自己負担なし(療養[補償]給付)。
- 休業(補償)給付は原則、休業4日目から ****給付基礎日額の60%****が支給(別途「特別支給金」20%相当あり → 実質80%相当)。※詳細は最新の手引で確認。

2. 業務災害の定義と判断の見取り図

チェックポイント

1. 時間帯:就業時間内か/休憩・就業前後か
2. 場所:事業場内か/出張・外勤中か/在宅勤務中か
3. 行為:業務か、**私的行為**に逸脱していないか
4. 事業主の支配・管理:設備・環境・指示との関連はあるか
→ これらを総合して **業務遂行性 × 業務起因性** を評価。

典型的に業務上とされやすい

- 作業・接客・運転等の**業務中の事故**/設備・機械の不具合による負傷
- 出張の**移動・滞在中**の事故(明白な私的行為中を除く)
- **熱中症・腰痛等**:作業環境・作業内容との因果関係が認められる場合

業務外とされやすい

- 私的な買い物・観光・私用の寄り道中の事故
- 私的な喧嘩や個人的怨恨による暴行
- 故意・重大な過失による事故(ただし個別判断)

3. 事例で学ぶ「OK/NG」早見

A. 出張・外出中

- OK:営業先への移動中に交通事故
- NG:観光地への観光・私用買い物中の転倒

B. 休憩・昼休み



- 原則 NG: 昼休みに私用で外出中の転倒
- OK: 事業場内トイレでの負傷(生理的行為)
- OK: 食堂・休憩室で**設備不良**が原因の事故

C. 社内イベント・懇親会

- 条件付き OK: 勤務日の研修の一環等で**実質強制参加**の行事中の事故
- 原則 NG: 休日の任意参加イベント・飲み会での負傷

D. 在宅勤務中

- OK: 会社の指示のもと就業中の作業による負傷(配線で転倒等)
- NG: 家事・育児など**私生活行為**中の事故

E. 出退勤時・敷地内

- 通勤災害: 会社と自宅の往復の**合理的経路上**の事故
- 業務災害: 就業準備・片付け中の事故／事業場の管理下の設備要因が明確な場合

4. 通勤災害のキホン(業務災害との違い)

- 対象: 自宅⇔就業場所の往復、直行直帰、単身赴任先⇔帰省先等の**就業に関する移動**。
- 逸脱・中断: 通勤途中の**大きな寄り道**はその間と復路の一部が対象外。
- 例外: 日用品の購入など**日常生活上やむを得ない行為**の最小限の寄り道は、寄り道部分を除き通勤に復帰。
- 交通手段: 自転車通勤等は****社内ルール(届出・ルート)****の整備でリスク・責任範囲を明確化。

5. 労災保険の主な給付(ざっくり全体像)

- **療養(補償)給付**: 労災指定医療機関での治療費を原則自己負担なし。
- **休業(補償)給付**: 休業4日目から**給付基礎日額の60%**(+特別支給金20%相当)。
- **障害(補償)給付**: 治癒後に後遺障害が残った場合。重度は**年金**、軽度は**一時金**(等級に応じる)。
- **遺族(補償)給付・葬祭料**: 死亡災害時に遺族へ年金／一時金、葬祭料。
- **傷病(補償)年金**: 長期療養が必要な重症の場合。
- **介護(補償)給付**: 重度障害で現に介護を受ける場合の介護費用。
- **二次健康診断等給付**: 脳・心臓疾患のリスクが高いと診断された場合の精密検査・保健指導。

※ 支給率・上限・等級等の**数値は毎年度の告示で改定され得ます**。説明時は最新の手引・Q&Aを必ず確認。

6. 発生時の初動フロー(従業員向け)

1. **安全確保・救急**／応急処置
2. **上長・安全衛生担当へ連絡**(場所・時刻・状況・負傷部位)
3. **労災指定医療機関で受診**(「様式第5号」等を持参)



4. 事実関係の記録(目撃者・写真・作業手順・機械状況)
5. 通勤災害の可能性がある場合は通勤経路・時刻を整理
6. 請求書類の作成・提出(会社経由／本人直送どちらでも可)
7. 就業制限・休業の連絡と復帰計画の共有
8. 再発防止(KY・5S・設備点検・ルール見直し)

7. よくある“つまずき”と回避策

- 私病扱いされる:業務内容・状況の聴取を**事実**で整理。記録・目撃証言・設備不良の有無を残す。
- 健康保険で受診してしまった:早めに労災へ切替手続。領収書・診療明細を保管。
- 「休んだ初日から労災給付が出る」と誤解:最初の3日は会社の休業補償の対象、労災給付は4日目～。
- 通勤の逸脱・中断:寄り道は最小限／会社に**事前申請**(自転車等)。
- 在宅勤務の線引き:就業場所・就業時間・業務ツールの取り扱いを**在宅勤務規程**で明確化。
- 派遣・請負での事故:指揮命令系統・現場管理者の把握／連絡体制を平時から共有。
- 兼業・副業:複数就業者の取り扱い(賃金合算の可能性)を人事に早期相談。
- 請求の遅れ:請求には**時効**あり。迷ったら先に相談・仮申請。

8. FAQ(現場でよく聞かれること)

Q1. 労災と健康保険、どちらで受診すべき？

A. 仕事が原因のケガ・病気は**労災**。判断に迷うときは一旦労災で申告し、後日整理でも OK。

Q2. 通勤途中にコンビニへ寄ったら？

A. 寄り道中は原則通勤外。最小限の日用品購入等は、寄り道部分を除き通勤に復帰。

Q3. 在宅勤務中に家事でケガしたら？

A. 私生活行為中は原則対象外。**就業中の業務行為**との因果関係が必要。

Q4. 社内の懇親イベントでケガしたら？

A. 業務性(勤務日・業務目的・実質強制性等)が高ければ認定の余地。任意参加・休日開催は原則難しい。

Q5. パート・アルバイトでも労災の対象？

A. はい。雇用形態を問わず、賃金を受ける労働者は原則対象。

9. 受講者ミニチェックリスト(現場で使う)

- 事故の**時間・場所・行為**を説明できますか？
- 私的行為の有無を**区別**できていますか？
- 通勤経路を会社へ届出していますか(自転車等のルール含む)？
- 受診時に**労災指定医療機関**を選べますか？

- 事故直後に上長・安全衛生へ連絡しましたか？
 - **証拠(写真・証言・記録)**を残していますか？
-

10. 参考リンク(公式／社内)

- 厚生労働省:労災保険制度のしおり・Q&A・各種様式
- 労働基準監督署:各種申請窓口・相談
- 社内:在宅勤務規程／通勤規程／安全衛生規程(自転車通勤・ヘルメット等)

※ 本レジュメは従業員向けに要点を平易化したものです。数値・等級・様式は毎年度更新されるため、運用時は必ず最新の告示・手引・様式をご確認ください。

